

## II 査読論文

# リース会計における貸手の会計処理 —認識中止アプローチを再考する現代的意義—

佐藤 恵  
千葉経済大学

### 要 旨

本稿の目的は、コスト・ベネフィットを理由として捨象された貸手の会計処理の論点を掘り起こし、より現代的な視点を踏まえて検証する点にある。

本稿では、まず、借手の使用権モデルの開発過程において検討された貸手の会計処理を概観し、二つの論点を抽出した。第一の論点は認識中止アプローチにおける残存資産の事後測定であり、第二の論点は、認識中止アプローチの適用範囲の画定である。そして第二の論点では、貸手の典型的なビジネスモデルに依拠したリース分類に基づいて **Dual Model** を適用することによって、原資産の一部を移転または留保する、つまり残存価値の大きさが中程度の〈中間的なリース〉が等閑視されてきたことを指摘した。

次に、本稿では、中間的なリースに認識中止アプローチを適用した場合の特徴を検討した。その特徴とは、リース取引が貸手にもたらすリスクの異なる二種類の投資、〈融資の提供〉および〈弾力性の提供〉それぞれの描写にある。認識中止アプローチを適用すると、貸手はストック計算上、債権と残存資産を識別し、フロー計算上、債権に係る利息と残存資産に係る利息を識別する。したがって、認識中止アプローチは、信用リスクと資産リスクを併せ持つ中間的なリースの財務的表現に適した会計処理であると考えられる。

最後に、貸手の経済社会環境の変化としてシェアリングエコノミーに着目し、貸手の典型的なビジネスモデルとは異なる新たなビジネスモデルが創出されうること、それにより中間的なリースの財務的表現を再検討する現代的意義が顕在化しうることを指摘した。

本稿が明示した概念的理解は、今後、原資産の移転（留保）という二分法の枠を超えて、リース会計モデルを再構築する必要性が生じた場合に、役立つものと考えられる。

(2020 年 12 月 3 日審査受付 2021 年 4 月 19 日掲載決定)

## I はじめに

国際会計基準審議会（IASB）と米国財務会計基準審議会（FASB）（以下、両審議会）は2006年に共同プロジェクトを立ち上げ、およそ10年間にわたり使用権モデル（right-of-use model）を共同開発してきた。使用権モデルとは、すべてのリースに関して借手が使用権資産とリース負債を当初認識する会計処理をいう。しかし、両審議会は、おもに借手の事後測定に関する見解の相違から、それぞれ単独で最終基準化に至った。2016年1月にIASBが国際財務報告基準第16号「Leases」（IFRS16）を公表し、その翌月にFASBが会計基準更新書（ASU）2016-02「Leases（Topic 842）」を公表している。

このように新会計基準の開発過程における議論の中心は、一貫して〈借手〉の会計処理にあった。事実、〈貸手〉の会計処理は、従来基準である国際会計基準第17号「Leases」（IAS17）およびASU「Leases（Topic 840）」から実質的な変更は行われていない。その理由としてIASBは次の三点を挙げる。(a) IAS17の貸手の会計処理は、よく理解されている。(b) 現在、財務諸表利用者の大半は貸手の財務諸表をリースの影響について調整していない。(c) IAS17の貸手の会計処理には根本的な欠陥はなく、借手の会計処理が変更されるという理由だけで変更すべきではない（IASB [2016] par. BC61）。要するに、コスト・ベネフィットを理由（cost-benefit reasons）として貸手の会計処理は変更されなかった（IASB [2016] par. BC62）。

しかし、両審議会は、使用権モデルの開発過程で、貸手側でも新たな会計モデルを検討してきた経緯がある。そこで本稿は、まず、両審議会の貸手の会計処理の変遷を整理した上で、見逃されてきた貸手の会計処理の論点を提示す

る（Ⅱ節）<sup>①</sup>。次に、当該論点の検討を通じて、貸手の会計処理の特徴を指摘し、解釈を試みる（Ⅲ節）。最後に、前節までの考察を踏まえてあるべき貸手の会計処理を再検討し、その現代的意義を考える（Ⅳ節）。本稿の目的は、コスト・ベネフィットを理由として捨象された貸手の会計処理の論点を掘り起こし、現代的な視点も踏まえて検証する点にある<sup>②</sup>。

なお、本稿では、簡潔に論を展開するために、単純リース取引を前提とし、例外的な取扱いについては言及しない<sup>③</sup>。同様の理由により、米国基準（Topic 840 および Topic 842）は取り上げない。

## II 貸手の会計処理の論点

### 1. 使用権モデル開発過程における貸手の会計処理の変遷

IFRS16では、貸手は、原資産の所有に伴うリスクと経済的価値のほとんどすべてを移転するか否かによって、リース取引を分類する。移転する場合にはファイナンス・リース（FL）に、移転しない場合にはオペレーティング・リース（OL）に分類し、それぞれに異なる会計処理を適用する（IASB [2016] pars.61-62）Dual Model<sup>④</sup>を採用する。

貸手はFLに分類すると、リース開始日にリースの計算利率<sup>⑤</sup>でリース投資未回収総額を割り引いた金額で債権（receivable）を当初認識する。ここでリース投資未回収総額とは、受取リース料と無保証残存価値（unguaranteed residual value）<sup>⑥</sup>の合計額を指す。そして、貸手はリース投資未回収総額の現在価値に対して一定の期間利益率を反映するパターンに基づき、リース期間にわたり金融収益（finance income）を認識する。つまり、貸手は毎期のリース料をリース投資未回収総額に充当して元

本と未稼得金融収益の両方を減額する（IASB [2016] pars.67-68, 75-76, Appendix A）。要するに、リース料を元本相当額（リース債権の減額）と利息相当額（金融収益の認識）に配分する。この一連の処理を本稿では〈FL の会計処理〉という。

他方、貸手はリースを OL に分類すると、原資産をその性質に応じて表示し、通常の減価償却を行う。そして毎期のリース料を原則として定額法または他の規則的な方法で収益として認識する（IASB [2016] pars.81-82, 84, 88）。この処理を本稿では〈OL の会計処理〉という。

以上の IFRS16 における貸手の会計処理は IAS17 のそれとほぼ同じである。なお、IAS17 からの変更点の一つに注記がある。貸手は、FL に分類する場合にはリース債権の満期分析を開示して、リース債権に係る未獲得金融収益および無保証残存価値の現在価値を明示する（IASB [2016] par.94）。

貸手側では最終的に従来基準が踏襲されたが、使用権モデル開発過程では新たな貸手の会計処理が議論されてきた。以下、当該議論を掲載した三つの公表文書—G4+1 が 2000 年に公表した Position Paper（2000PP）および両審議会が 2010 年と 2013 年に公表した Exposure Draft（以下、2010ED と 2013ED）—を時系列で概観する。

### (1) 2000PP

2000PP では、借手側で提案された会計モデルに対応させるために、貸手の会計モデルが検討された（Nailor and Lennard [2000] par. 8.1）。貸手はリース開始時に原資産の全部または一部の認識を中止して金融資産たるリース債権を認識し、認識を中止しない非金融資産の簿価は残余持分（residual interest）とする。2000PP では、リースを金融活動と捉えて貸手

の収益総額をリース期間にわたり発生する金融収益として計上する（Nailor and Lennard [2000] pars. 8.8, 8.13-8.14, 8.16-8.18, 9.6）。そこで残余持分の事後測定にあたり、次の三つの方法が検討された（Nailor and Lennard [2000] par.12.6）。

A 法（リース開始時およびリース期間にわたり割引前金額で残余持分を記録する。すなわち、残余持分を割引かない方法）

B 法（リース開始時に割引後金額で残余持分を記録するが、リース期間中は割引額を収益化しない方法）

C 法（リース開始時に割引後金額で残余持分を記録し、リース期間にわたり割引額を収益化する。つまり、残余持分が貨幣の時間価値に従って増分していく方法）

最終的に C 法の採用が勧告された。その理由として、残存価値の便益は貸手に接近するときはその価値が増加する性質を備えているため、時間価値の認識は貸手の適切なストック表現とフロー表現に資する点が指摘されている（Nailor and Lennard [2000] pars.12.6-12.7, 12.10, 12.12）。なお、2000PP における貸手の会計モデルについては、すべてのリースに同じ会計処理を適用する Single Model が想定されている。

### (2) 2010ED

2010ED において両審議会は、貸手側でも、リースから生じる資産および負債を認識する使用権モデル（right-of-use model）を適用すべきであると提案した。しかし、貸手が原資産に伴う重要なリスクまたは便益に対するエクスポージャーを留保しているか否かによって貸手による使用権モデルの適用は異なる、という理由により Dual Model が提案された。留保していない場合には認識中止アプローチ（derecognition approach）が、留保している場合には履行義務

アプローチ (performance obligation approach) が適用される (IASB[2010] pars.28-29, BC14)。ここで (2010ED で記される) 貸手側の使用権モデルとは、借手の会計モデルとの対称性を意識した言い回しと捉えられる。

認識中止アプローチでは、貸手は原資産の帳簿価額のうち、借手の使用権に相当する部分の認識を中止してリース債権を認識する。原資産の残存部分については、貸手が留保する原資産に対する権利を表す部分として残存資産 (residual asset) という項目に組み替える。リース債権は、リース料総額の現在価値で当初測定されたのち、実効金利法を用いた償却原価で事後測定され、リース債権に係る利息が収益として計上される。他方、残存資産は、原則として再測定されず、当初測定額のまま引き継がれる。つまり、リース期間にわたりリース債権に係る利息のみが計上され、残存資産に係る利息は計上されない。この点を受けて、2010ED は、当該アプローチに関して FL の会計処理と同様の方法である、と説明する (IASB [2010] p.9, pars.46-47, 49, 54-55, BC105)。

履行義務アプローチでは、貸手は原資産の認識を中止せずに、リース料総額の現在価値をもってリース債権とリース負債 (原資産をリース期間にわたり使用することを借手に認める貸手の義務) を当初認識する。リース債権については認識中止アプローチと同様に会計処理される。リース負債については、借手が原資産を使用するパターンに基づいて規則的かつ合理的な方法で、充足されたリース負債相当額をリース収益に振り替えていく。したがって、貸手はリース期間にわたり、リース債権に係る利息とリース負債の充足により生じるリース収益を表示し、あわせて原資産の減価償却費を表示することになる (IASB [2010] p.9, pars.30-31, 33, 37, 44, B28, Appendix A)。

### (3) 2013ED

2010ED の提案には、次のような反対意見が寄せられた。(i) 貸手では Dual Model が、借手では Single Model が提案され、整合性がない。(ii) 履行義務アプローチは、貸手の資産と負債を故意に膨らませる。(iii) 認識中止アプローチでは、残存資産に係る貨幣の時間価値の影響を会計処理に反映していない。(iv) 従来の貸手の会計処理は、実務で上手く機能しており、維持すべきである (IASB[2016] par. BC10(c))。

これを受けて 2013ED では、リース分類および認識中止アプローチが修正された。さらに、履行義務アプローチに代えて OL の会計処理が提案されている。

2013ED では、貸手は、原資産に組み込まれた経済的便益の僅少とはいえない部分を借手が消費すると見込まれるか否かによって、リースを分類する。借手が消費すると見込まれる場合には Type A リースに分類し、債権および残存資産アプローチ (receivable and residual approach) <sup>(7)</sup>を適用する。それ以外のリースは Type B リースに分類し、OL の会計処理を適用する (IASB [2013] pars. 28, BC12(b))。

債権および残存資産アプローチでは、貸手は原資産の認識を中止して、リース債権と残存資産を当初認識する。リース債権はリース料総額の現在価値をもって当初測定し、残存資産は、原則としてリース期間終了後に貸手が原資産から得られる見積価値の現在価値で当初測定する、と説明されている。そして、リース期間にわたり貸手は、リース債権に係る割引の巻戻し (unwinding of the discount on the lease receivable) と、残存資産に係る割引の巻戻し (unwinding of the discount on the gross residual asset) の両者を利息収益 (interest income) として認識する (IASB [2013] pars. 68-69, 71, 76-77)。つまり、貸手は、残存資産

の割引の巻戻しを残存資産に加算し、同額を利息収益として毎期計上する。端的に言えば、債権および残存資産アプローチは、2010ED が提案した認識中止アプローチにおいて残存資産の事後測定を修正した方法である。

## 2. 貸手の会計処理で見逃されてきた論点

以上の貸手の会計処理の変遷を整理し、中心的に議論された論点を指摘した上で、見逃されてきた論点を抽出する。まず整理にあたり用語を統一する。2000PP が検討した会計モデル(A法・B法・C法)、2010ED が提案した認識中止アプローチ、および、2013ED が提案した債権および残存資産アプローチは、ストック計算(当初認識)が同一である。いずれも原資産の認識を中止してリース債権と残存資産を認識する。そこで、以下、これらの会計処理を便宜的に(認識中止アプローチ)と総称する。

貸手の会計処理における第一の論点は、認識中止アプローチにおける残存資産の事後測定にあったと指摘できる。表1に示すように、2000PPでは残存資産に係る利息の認識について三つの方法が検討され、最終的にC法が提案

された。そして、2010EDでは、2000PPで棄却されたB法と同じ方法が提案された。続く2013EDでは、2000PPで提案されたC法と同じ方法が提案された。このように当該論点が長らく検討されてきた最たる理由は、非金融資産である残存資産に対して、金融資産と同様に利息収益を認識することの是非にあった<sup>(8)</sup>。

次に、貸手の会計処理の第二の論点は、認識中止アプローチの適用範囲の画定にあったと指摘できる。表2は、各公表文書で提案された会計モデル(Dual Model or Single Model)を整理したものである。参考までに借手の会計モデルも対照表示している。

前述のとおり、2000PP以外の公表文書では、認識中止アプローチの適用範囲を画定すべくDual Modelが採用されている(表2「網掛部分」を参照)。なお、IFRS16におけるFLの会計処理は、残存価値がほぼ存在しないFL取引のみに適用されるため、実質的に認識中止アプローチと同視できる(FL取引に両法を適用すると、いずれもストック計算上、原資産の認識を中止してリース債権が認識され、フロー計算上、収益としてリース債権に係る利息が計上される、と単純化して理解できる)。

表1 貸手の会計処理の第一の論点  
(認識中止アプローチにおける残存資産の事後測定の変遷)

	2000PP	2010ED	2013ED
【A法】 ストック計算：残存資産を割り引かない。 フロー計算： 「残存資産に係る利息」(収益)を計上しない。			
【B法】 ストック計算：残存資産を割り引く。 フロー計算： リース期間中は「残存資産に係る利息」(収益)を計上しない。 (リース期間終了後に「残存資産に係る利息」を一括計上)		提案	
【C法】 提案 ストック計算：残存資産を割り引く。 フロー計算： リース期間にわたり「残存資産に係る利息」(収益)を計上する。			提案

(注) 2000PPでは残余持分(residual interest)という用語を用いているが、本稿では、他の公表文書で用いられる残存資産(residual asset)を統一して使用している。

**表2 貸手の会計処理の第二の論点  
(認識中止アプローチの適用範囲の画定の変遷)**

公表文書	貸手の会計処理		借手の会計処理	
2000PP	認識中止アプローチ (C法)		使用権モデル (費用区分あり)	
	Single Model		Single Model	
2010ED	認識中止アプローチ	履行義務アプローチ	使用権モデル (費用区分あり)	
	Dual Model		Single Model	
2013ED	認識中止アプローチ (債権および残存資産 アプローチ)	OLの会計処理	使用権モデル (費用区分あり)	使用権モデル (費用区分なし)
	Dual Model		Dual Model	
IFRS16	FLの会計処理	OLの会計処理	使用権モデル (費用区分あり)	
	Dual Model		Single Model	

- ・表中の「認識中止アプローチ」とは、原資産の認識を中止し、リース債権と残存価値を当初認識する処理を示す（本文参照）。
- ・表中の「費用区分あり」とは減価償却費と支払利息を識別する事後測定をいい、「費用区分なし」とは単一の費用項目で事後測定することを指す。

ここで貸手の会計処理の第二の論点において、「貸手のビジネスモデル」がその判断ないし説明の根拠として用いられてきたと指摘できる。

2010EDでは、おもに融資の提供 (provision of finance) に相当するビジネスモデルの場合、利益は利息収益によるものであり、主なリスクは信用リスクであることから認識中止アプローチが適切であると説明される。一方、原資産を複数の借手にリースするか、リース期間終了後に当該資産を使用または売却してリターンを得るビジネスモデルの場合、主なリスクは資産リスクであり、履行義務アプローチが適切である (IASB [2010] pars. BC25, BC27) と説明されている。

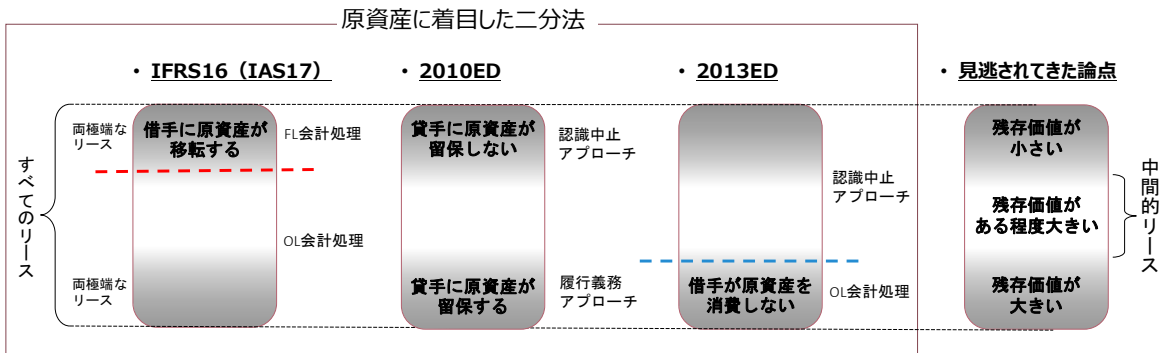
2013EDでは、借手に融資を提供するビジネスモデル、および、原資産からの継続的なキャッシュ・フロー創出を目的として、原資産を長期にわたり管理するビジネスモデル (典型例は不動産リース) の二つを挙げ、後者についてはリース料を賃貸収益として認識する方法が適切である (IASB [2013] par. BC73(b)) と説明されている。

IFRS16では、貸手の会計処理に関してIAS17

の文言をほぼ引き継いでおり (IASB [2016] pars. BC66, BC231)、貸手のビジネスモデルに関して直接的な言及はない。周知のとおり、FLに分類される例示には、所有権移転条項や割安購入選択権付リース、リース期間が原資産の経済的耐用年数の大部分を占めるリース、リース料の現在価値が原資産の公正価値とほぼ等しいリース等がある。そして、FLに分類されないリースがOLに分類される (IASB[2016] pars.61-63)。つまり、実質的に原資産相当額の融資を提供するビジネスモデルと、それ以外のビジネスモデルが想定されている<sup>9)</sup>。

ここで、認識中止アプローチ (FLの会計処理を含む。) の適用範囲を画するリース分類のパターンを整理する。まずIFRS16に見受けられる〈借手に原資産が移転するか否か〉という視点による分類である。次に2010EDの〈貸手に原資産が留保するか否か〉と2013EDの〈借手が原資産を消費するか否か〉という視点に基づく分類である (II節1参照)。いずれも原資産に着目した二分法であるが、図1に示すとおり、認識中止アプローチ (FLの会計処理を含む。) の適用範囲が異なる。

図1 貸手の会計処理において見逃されてきた論点  
(二分法により捨象されてきた〈中間的なリース〉の顕在化)



IFRS16のリース分類は、貸手が融資を提供するビジネスモデルを識別し、FLの会計処理を適用するために用いられる。他方、2013EDのリース分類は、不動産リースを典型例とするビジネスモデルを識別し、これに認識中止アプローチを適用しないために用いられる。両者はいずれも原資産の移転または留保に相当する〈両極端なリース〉の識別を前提とする。なお、2010EDのリース分類は明確ではない。前述のとおり〈両極端なリース〉に相当する貸手のビジネスモデルに対して、適用可能な会計処理をそれぞれ例示するに留まるからである（IASB [2010] par. BC27）。

いずれにせよ、原資産が留保（移転）するか否かの二分法に依拠する限り、貸手が原資産の一部を留保する〈中間的なリース〉、つまり残存価値の大きさが中程度のリースの描写が中心的な論点となることはなかった（図1参照）。そこで次節では、貸手の会計処理の議論において捨象されてきた〈中間的なリース〉を前提に、認識中止アプローチの財務的表現を考察する。その上で、IV節において、貸手の会計処理の第

二の論点に関して考察する。すなわち、両極端なリースはもとより、中間的なリースも検討対象から排除せずに、貸手のビジネスモデルに見合う会計処理を検討する。

### Ⅲ 中間的なリースにみる認識中止アプローチの財務的表現

中間的なリースとして「原資産に占める残存価値の割合が50%であるリース」（以下、「残存価値50%リース」）を想定し、中間的なリースへの適用が提案された認識中止アプローチおよびOLの会計処理の財務数値を比較する<sup>(10)</sup>。表3は、残存価値50%リースの数値例および当該数値例に認識中止アプローチ/OLの会計処理を適用したときの財務数値を示したものである。なお、認識中止アプローチの事後測定に関しては、2013EDが提案した方法（リース期間にわたり残存資産に係る利息を収益化する方法）を最終形と捉えて用いることとする（表1参照）。

表3 数値例1（残存価値50%リース）に認識中止アプローチ/OL会計処理を適用

【数値例1】残存価値50%リース

原資産（公正価値）	1,000	リース期間	5年	割引率（内在利子率）	6.0%
原資産の見積残存価値	500	年間リース料	149※	リース料総額の現在価値	626※

設例は、IASB [2012b] Illustration 1 and 2を参照した。なお、この設例は佐藤恵 [2018] でも用いている。  
※小数点以下第一位を四捨五入している。

「残存価値50%リース」(数値例1)に「認識中止アプローチ」を適用

ストック計算	0期	1期	2期	3期	4期	5期
リース債権	626	515	397	273	140	0
残存資産	374	396	420	445	472	500
資産合計(現金除く)	1,000	911	817	718	612	500
フロー計算	0期	1期	2期	3期	4期	5期
債権に係る利息	—	38	31	24	16	8
残存資産に係る利息	—	22	24	25	27	28
収益合計	—	60	55	49	43	37
資本利益率(対期首資産)	—	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%

「残存価値50%リース」(数値例1)に「OL会計処理」を適用

ストック計算	0期	1期	2期	3期	4期	5期
原資産	1,000	900	800	700	600	500
フロー計算	0期	1期	2期	3期	4期	5期
リース収益(受取リース料)	—	149	149	149	149	149
減価償却費	—	100	100	100	100	100
損益合計	—	49	49	49	49	49
資本利益率(対期首資産)	—	4.9%	5.4%	6.1%	7.0%	8.1%

財務数値は小数点以下第一位を四捨五入している。

表3（左下）で示すとおり、認識中止アプローチを適用すると、ストック計算上、「リース債権」と「残存資産」とに資産が区分して計上され、フロー計算上、「債権に係る利息」と「残存資産に係る利息」とに収益が区分して計上される。前述のとおり、認識中止アプローチでは、二つの資産の事後測定で実効金利法を用いるため、これら単純な数値例では毎期の資本利益率が割引率（内在利子率）と一致する。

表3（右下）で示すとおり、OLの会計処理を適用すると、資産と収益がともに単一項目で計上される。そして、原資産相当額から残存価値相当額を控除した金額が減価償却（定額法）を通じて費用配分される。したがって、OLの会計処理のボトムラインは、認識中止アプローチのそれと一致しない。

このように中間的なリースに認識中止アプローチを適用すると、（従来の会計処理と比較して、）ストック計算上、リース債権と残存資産が区分して表示されるという特徴が見出せる。同様にフロー計算上も収益が区分表示され、さらにリース期間にわたり逡減的に利息収益が計上されるという特徴が見出せる。以下、このような財務的表現を如何に解釈すべきかを検討する。

まず、ストック計算の特徴である資産の区分表示の根拠として、2013EDの次の記述に着目する。2013EDは、この区分表示が、とくに（債権から生じる）信用リスクと（残存資産から生じる）資産リスク<sup>(11)</sup>に対する貸手のエクスポージャーに関して情報の透明性を高める（IASB [2013] par. BC269）と説明する。つまり、資産を区分表示する根拠は、投資リスクの異質性を適正に表示する点に求められる。とすると、認識中止アプローチのストック表現は、リース取引が貸手にもたらす二種類の投資を描写するものと解釈できる。

さらに、ここで借手の代替的会計処理を理解する前提として、リース取引を融資の取得（obtain finance）と捉える見方と、弾力性の取得（obtain operational flexibility）と捉える見方がある点（IASB [2016] par. BC45(b)）に着目する。このリース取引の見方は、かつて借手の不動産リースに適用が検討された代替的会計処理の説明において用いられたものである（なお、同じ会計処理は、Topic842において借手のOLに適用されている）。つまり、この見方は、残存資産がある程度大きいリース取引の性質を言い当てたものである<sup>(12)</sup>。このリース取引の性質を貸手の視点からみると、リース



取引は、借手に〈融資の提供〉(provide finance) (IASB [2016] par. BC45) と〈弾力性の提供〉を行うと換言できる。以上の“貸手”のリース取引の見方を手がかりとして、かつ、“貸手”の財務数値をその裏付けとして、認識中止アプローチの財務的表現の概念的な理解を試みる。

弾力性(財務的弾力性)とは「予期しないニーズや機会に対応できるように、キャッシュ・フローの金額と時期を変えるような効果的な行動をとる企業の能力」(FASB [1984] fn.13)と定義される。リースの文脈に置き換えれば、〈弾力性の提供〉とは、貸手が残存価値相当額の資金をリース期間にわたり借手の代わりに拘束することを指す。事実、貸手は借手に原資産を引き渡すため、原資産の残存価値相当額の資金をリース期間終了時まで解除できない。

ここで一旦整理すると、ストック計算の特徴は次のように解釈される。すなわち、リース債権相当額は〈融資の提供〉により貸手が得る金銭債権であり、信用リスクを反映する。他方、残存価値相当額は〈弾力性の提供〉に際して貸手が(借手の代わりに)拘束する資金に相当し、資産リスクを反映する。

この解釈は、フロー計算の特徴である「債権に係る利息」と「残存資産に係る利息」に収益を区分計上する扱いとも整合する。すなわち、前者は〈融資の提供〉により貸手が得る貸付利息である。後者は、〈弾力性の提供〉により、貸手が借手の代わりに資金を拘束するにあたり要求する見返り、を意味する。この見返りに関しては、貸手は資金拘束を解除できないリース期間にわたり要求すると考えるのが合理的である<sup>(13)</sup>。

フロー計算の特徴に関しては、貸手の価格付けの観点からも説明できる。貸手が受け取るリース料総額は次の三つに構成要素化される。①リース期間にわたり借手が消費する原資産の一部(資産価値の期待減少分)に対する対価、②リース期間にわたり貸手が残存価値を使用できないために、当該残存価値に対して要求する利得、③貸付利息 (IASB [2012a] par.48 参照)。このうち、②の要素(残存資産に係る利息)と③の要素(債権に係る利息)が貸手の利益相当額となる。以下は、残存価値 50%リース(数値例 1)の数値を用いて貸手の価格付けの構成要素を示したものである。

【数値例 1】	
①原資産の価値の期待減少分	計 500
②残存価値に対して要求する利得(残存資産に係る利息)	計 126
+③貸付利息(債権に係る利息)	計 117
受取リース料総額	計 743
	(リース期間合計値)

このように中間的なリースの場合、貸手の利益に相当する②と③の要素の大きさは、近似する。なお、②の要素について付言すると、一般に残存価値は、リース期間終了後の原資産の見積価値を表すため、将来のリース契約の収益獲得にのみ貢献すると理解される。しかし、②の

要素が示すように、残存価値は、(将来のみならず)現在のリース契約においても貸手の収益獲得に貢献しているのである。

ここで改めて認識中止アプローチの財務数値(表 3 の左下)に目を移すと、当該アプローチでは、貸手の価格付けの②と③の利息要素が

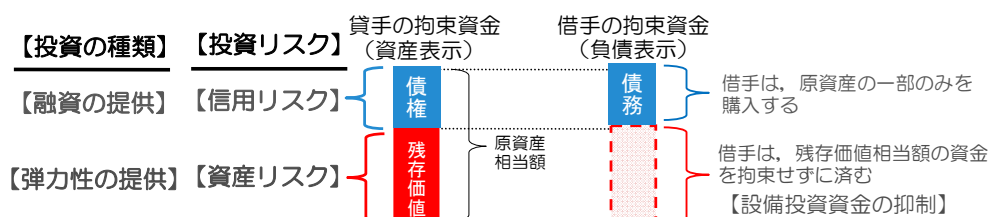
収益として区分表示されている点を確認できる。さらにいえば、毎期、②と③の利息要素が割引現在価値計算に基づいて収益計上されている。つまり、認識中止アプローチは、貸手から見たリース取引の投資回収計算のスケジュールに従って収益を認識している。

以上を整理すると、認識中止アプローチの財務的表現とは、ストック計算とフロー計算の両面において、一つのリース取引を〈融資の提供〉と〈弾力性の提供〉という二種類の投資で構成されていると捉え、両者を排他的に描写する。したがって、中間的なリースの経済的特徴を二種類の投資で構成されている点に見出すならば、認識中止アプローチは、貸手の投資回収計

算を表示する会計処理と解釈される。

なお、〈弾力性の提供〉の理解を確実にするために、これを“借手”の視点からも説明しておきたい。借手は、購入ではなくリースを選択することで、残存価値相当額の資金を非拘束化する（つまり、借手は、原資産相当額の資金の拘束化を回避する）。したがって、借手は、残存価値相当額だけ設備投資資金を抑制（節約）し、財務的な弾力性を取得することができる。よって、借手は〈弾力性の取得〉に対する対価を支払うことになる。図2は、認識中止アプローチにおける財務的表現（ストック計算）に関する解釈を図式化したものである。参考までに借手の視点もあわせて示している。

図2 認識中止アプローチの財務的表現



・佐藤恵 [2009] 図8をもとに加筆修正している。

## IV 貸手のビジネスモデルに適した会計処理の検討

### 1. 両極端なリースを想定する場合 —従来基準を適用する意義

II節で述べたとおり、本節では、前節の考察を踏まえて貸手のビジネスモデルに見合う会計処理を検討する。これまで貸手の典型的なビ

ジネスモデルとして両極端なリースが想定されてきた（II節）。ここでは紙幅の都合上、両極端なリースとして「原資産に占める残存価値の割合が100%であるリース」（以下、残存価値100%リース）のみを取り上げ、その数値例および当該リースに適用が検討された会計処理（認識中止アプローチ/OLの会計処理）の財務数値を示す（表4）。

表4 残存価値100%リース（数値例2）に認識中止アプローチ/OL会計処理を適用

## 【数値例2】残存価値100%リース

原資産（公正価値）	1,000	リース期間	5年	割引率（内在利子率）	6.0%
原資産の見積残存価値	1,000	年間リース料	60	リース料総額の現在価値	253 <sup>※</sup>

設例はIASB[2012b]Illustration1 and 2を参照した。上段は、本稿の数値例1(表3)と共通する。なお、この設例は佐藤恵[2018]でも用いている。

※小数点以下第一位を四捨五入している。

## 「残存価値100%リース」(数値例2)に「認識中止アプローチ」を適用

ストック計算	0期	1期	2期	3期	4期	5期
リース債権	253	208	160	110	57	0
残存資産	747	792	840	890	943	1,000
資産合計(現金除く)	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

フロー計算	0期	1期	2期	3期	4期	5期
債権に係る利息	—	15	12	10	7	3
残存資産に係る利息	—	45	48	50	53	57
収益合計	—	60	60	60	60	60

資本利益率(対期首資産)	—	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%
--------------	---	------	------	------	------	------

## 「残存価値100%リース」(数値例2)に「OL会計処理」を適用

ストック計算	0期	1期	2期	3期	4期	5期
原資産	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

フロー計算	0期	1期	2期	3期	4期	5期
リース収益(受取リース料)	—	60	60	60	60	60

資本利益率(対期首資産)	—	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%
--------------	---	------	------	------	------	------

財務数値は小数点以下第一位を四捨五入している。

表4のとおり、残存価値100%リースに認識中止アプローチを適用すると、資産および収益が区分表示されるものの、毎期のストック計算（資産合計額）とフロー計算（ボトムライン）はOLの会計処理と一致する。なお、両極端なリースのうち、「残存価値がないリース」（以下、残存価値0%リース）に関しても、認識中止アプローチとFLの会計処理の財務数値は每期一致する。なぜなら、両法ともに原資産相当額のリース債権を当初認識するからである。

つまり両極端なリースに関しては、投資の種類に応じて区別して回収計算を描写する認識中止アプローチを適用するメリットは乏しい。なぜなら、残存価値0%リースは〈融資の提供〉のみで構成され、残存価値100%リースは〈弾力性の提供〉が多くを占めるからである。貸手の価格付けの観点から説明すると、たとえば、残存価値100%リースについては、原資産の価値が目減りしないため、②と③の要素のみで構成され、とくに②の要素の割合が大きい（数値例2を前提とすると、②の要素は253（合計）であり、③の要素は47（合計）である）。この場合、②と③の要素の大きさがほぼ同じ中間的なリース（Ⅲ節）と比較すると、投資リスクの

異質性を識別するメリットは乏しいといえる。

このようにFLの会計処理を適用して〈融資の提供〉のみに該当するビジネスが適切に描写され、他方、OLの会計処理を適用して〈弾力性の提供〉に相当するビジネスが特段問題なく描写されるのであれば、コスト・ベネフィットの観点から、従来基準を引き継ぐのは当然の帰結である<sup>(14)</sup>。

## 2. 中間的なリースを想定する場合—貸手の会計処理を再考する現代的意義

しかし、近年、貸手の経済社会環境に変化の兆しが見受けられ、貸手の典型的なビジネスモデルが変容する可能性が指摘されている。企業会計基準委員会（ASBJ）リース会計専門委員会では「シェアリング・エコノミー等の市場規模が拡大しており販売の仕方が変化してきていることを踏まえ、貸手側が当該会計基準の開発に対してどのような認識をもっているかについても確認する必要がある」（ASBJ[2019]12項）との意見が出ている。また、リース事業協会（[2018]7頁）は「シェアリングエコノミーといった今日の産業構造変化とIoT、ビ

ッグデータ、AIなどを活用した第四次産業革命や Connected Industries といった政府の成長戦略において、オペレーティング・リースは必要不可欠な手法であり（略）極めて重要と考えられる」との見解を示している。

Stephany ([2015] pp.9, 205) によれば、シェアリングエコノミーとは「遊休資産 (underutilized assets) にオンライン上のコミュニティからアクセス可能とし、資産所有の必要性を減らす (reduced need for ownership) という価値」を指すものと定義される<sup>(15)</sup>。ここで典型的な貸手のビジネスモデルと比較すると、シェアリングエコノミーの特徴として「オンライン上のコミュニティ（プラットフォーム）を介した取引」および「遊休資産の活用」の二点を指摘できる。

シェアリングエコノミーでは、プラットフォーム企業がオンライン上で提供者（貸手）と利用者（借手）のマッチングの機会を数多く提供する。この際に効率性・安全性が担保されていれば、取引コストが下がり、市場参加者が増え、プラットフォーム自体がブランドとして認知度が増し、信用が形成される。多くのプラットフォームが有する評価システムも信用形成の一助となる (Sundararajan [2016] pp.60-65, 97-98; Eckhardt et.al. [2019] p.7)。とすると、所謂プロフェッショナルではない企業が貸手となる機会が増加すると考えられる。つまり、シェアリングエコノミーの第一の特徴である「プラットフォームを介した取引」によって、リース専業会社ではない貸手企業の増加が想定される。

また、シェアリングエコノミーでは、自己所有資産が遊休状態にある期間にプラットフォームを介して貸し出すことが可能となる。ここでシェアビジネスに向く資産の特徴として、所有者の使用度合が低く、資産価値が高い (low-

use, high-value products), そして顧客特定性が低い (fewer customer-specific investments), つまり顧客に応じたカスタマイズが行われていない商品, の三点が挙げられる (Gansky [2011] pp.19, 22-23; Sundararajan [2016] pp.79-81)。これらの特徴から、シェアリングエコノミー下では、遊休状態にある、残存価値の比較的大きい原資産が積極的に活用されると考えられる。事実、残存価値がある程度大きければ、所有者が未使用の期間に（短期貸でも）一定のリターンを得ることができる。

以上を踏まえると、従来からの貸手の典型的なビジネスモデルとは異なるビジネスモデルが生じる可能性がある。

II節で取り上げ、前項で検討した貸手の典型的なビジネスモデルは、両極端なリースであった。具体的には、融資により実質的に借手に原資産を売却するリース、そして、不特定多数の借手に短期貸を繰り返す不動産リースが該当する (II節)。これらは、いずれもプロの貸手によるリース事業用資産の活用が想定されている。しかし、本項の推論を踏まえると、プロではない貸手がリース事業用ではない自己所有資産を未使用の期間に貸し出すのであれば、中間的なリースが、従来とは異なる貸手のビジネスモデルとして台頭する可能性が指摘できる<sup>(16)</sup>。

すでに触れているとおり、コスト・ベネフィットの観点から従来基準が踏襲され、認識中止アプローチは基準化に至らなかった。しかし、貸手のビジネスモデルが変容を遂げるのであれば、同じくコスト・ベネフィットの観点から、今度は、両極端なリースの描写に適した二分法の枠を取り払い、中間的なリースへの適用を想定した会計処理を開発する必要がある。ここで、二種類の投資リスクを区分表示する認識中止アプローチの適用について、今後、再考の可

能性が考えられる。

Ⅱ節で述べたとおり、認識中止アプローチの適用を棄却した IFRS16 では、代わりに資産リスクに関する情報開示の規定を設けている。その理由は、一部の投資家等が残存価値リスクに対する貸手のエクスポージャーに関する情報を要望したからである。そして、とくに OL について貸手が重要な残存価値リスクを保持する必要があると指摘される (IASB[2016] pars. BC251, BC253)。これは、すでに現時点においても投資リスクの適正表示に一定のニーズがある証左となる。

## V おわりに

本稿では、Ⅱ節で、貸手の会計処理の変遷を整理した上で、見逃されてきた論点として、「貸手の典型的なビジネスモデルを根拠とする Dual Model を適用することで、残存価値がある程度大きい中間的なリースが等閑視されてきた」点を指摘した。そして、「中間的なリースも含めて貸手のビジネスモデルに見合う会計処理を検討する必要性」に言及した。Ⅲ節では、中間的なリースに適用される認識中止アプローチの特徴を検討した。その特徴は、リース取引が貸手にもたらすリスクの異なる二種類の投資〈融資の提供〉と〈弾力性の提供〉の描写にある。貸手はストック計算上、債権と残存資産を識別し、フロー計算上、債権に係る利息と残存資産に係る利息を識別する。したがって、二種類の投資の要素を併せ持つ中間的なリースの財務的表現に適した会計処理であると結論した。Ⅳ節では、まず、貸手の典型的なビジネスモデルとして両極端なリースを想定する限り、従来基準でも特段問題がないことをⅢ節の分析を用いて確認した。しかし、貸手の経済社会環境の変化としてシェアリングエコノ

ミーに着目すると、貸手の典型的なビジネスモデルとして中間的なリースが想定され、当該リースを前提とした会計処理の再検討に現代的意義があると言及した。

前節の検討はあくまで思考実験である。しかし、今日の ESG 投資、企業による SDGs 活動の広がりを見れば、「クラウドベース資本主義 (crowd-based capitalism) は、伝統的な所有形態からの脱却を促すことが多く、将来の環境危機を回避ないし先送りする可能性も秘めている」(Sundararajan [2016] p.66) という見解が現実味を帯びてくる。

仮に今後、中間的なリースが増加するならば、従来の借手の会計処理 (Dual Model) と同種の問題が貸手側でも生じうる。IFRS16 の貸手の会計処理に関する反対意見には、リスクの異質性に関する情報提供の必要性に加えて、「貸手側でも Dual Model を適用する場合、経済的に同じ二つの取引が異なる方法で会計処理される結果となるよう操作される可能性がある」(IFRS [2016] par. DO4) との指摘が見受けられる。

最後に、〈弾力性の提供〉という残存価値の役割は、貸手の会計処理が借手の使用権モデルと対称的に開発された結果、可視化された点に言及したい。そもそも残存価値の存在は、従来の貸手の会計処理で認識されず<sup>(17)</sup>、借手の会計処理でも認識されない<sup>(18)</sup>。従来基準の開発過程では、貸手には融資的性格と営業的性格の両方を有するリース活動を行う者がいる (AICPA [1966] par.3) と看取されてはいた。が、両方の性格を財務的に (区分して) 表現する貸手の会計処理の開発は、借手の使用権モデルの開発時期まで待たされることとなった。つまり、本稿では、この時期に開発された会計処理を検討したからこそ、中間的なリースが併せ持つ投資形態—とくに〈弾力性の提供〉—を顕在化す

るに至った、といえる。

ここで得られた概念的な理解は、より一般的なリース会計問題を解決するにあたり、複眼的な思考をもたらす。たとえば、今後、原資産の移転（留保）という二分法の枠を超えてリース会計モデルを再構築する必要性が生じた場合に、とくにリース分類の可否を検討するにあたり一役立つと考える。

なお、本稿では、認識中止アプローチの解釈に関して過去の公表文書等に基づき簡潔に論を展開してきた。たとえば、リース取引の有するリスクが区分可能と捉えてきたが、厳密に言えば、（複合的な要素を考慮して算定される割引率をみれば明らかのように）複数のリスクは互いに影響しあう関係にある。この点を今日のリース取引の経済的特徴と捉えて描写するのであれば、たとえば、認識中止アプローチを前提としつつも、フロー計算上は単一の収益項目で記録していく一結果的に借手の年金法償却と対称性を有する方法<sup>(19)</sup>も考えられるだろう。このように、認識中止アプローチを試案として更なる貸手の会計処理を構築することが、今後の検討課題として残されている。

## 注

- (1) 両審議会の貸手の会計処理を取り上げた先行研究には、加藤 [2011]、Bauman and Francis [2011]、佐藤信彦 [2014]、山崎 [2014] および佐藤恵 [2009] がある。
- (2) 本稿は、佐藤恵 [2018] で借手の会計処理を前提に提示したリース取引の捉え方に関する仮説を、別の視点（貸手側）から批判的に検証し、当該仮説の信憑性を問うことを含意している。よって本稿では、借手と貸手の会計処理の対称性を当然視しない。なお、借手と貸手の会計処理の対称性を支持する理由として、サブリースという実務的な課題が指摘されるが（IASB [2013] par. BC78(b)）、対称性に関して必ずしも会計理論的に明確な理由が示されているとはいえない（たとえば IASB [2016] par. DO2 参照）。さらに言えば、借手の使用権モデルの原型

を提唱した Myers [1962] においても、貸手の会計処理は借手のそれと対称的ではない（注釈 17 参照）。

- (3) 貸手側では伝統的に、製造業者または販売業者である貸手の会計処理が検討されてきたが、本稿では取り上げない。また、公表文書によって同種の勘定科目の名称が異なる場合があるが（たとえば「リース物件」と「原資産」、「リース料受取債権」と「リース債権」等）、紙幅の都合上、特段言及せず統一して表記している点にも留意されたい。
- (4) 本稿では、貸手がリースを分類してそれぞれに異なる会計処理を適用する会計モデルを Dual Model という（IASB [2016] par. DO4）。
- (5) リースの計算利率とは、リース料と無保証残存価値の現在価値を、原資産の公正価値と貸手の当初コストとの合計額と等しくする利率をいう（IASB [2016] par.68, Appendix A）。つまり、リースの内在利率である。
- (6) 無保証残存価値とは、原資産の残存価値のうち、貸手による実現が確実ではない部分、または貸手と関連がある者のみが保証している部分をいう（IASB [2016] Appendix A）。以下、残存価値という。
- (7) 2013ED に記載がないものの、Staff Paper では、当該会計処理の名称として用いられている（たとえば、IASB [2014] par.17）。
- (8) 認識中止アプローチにおける残存資産（残余持分）に係る利息収益の計上に関しては、2000PP の議論に詳しい。この議論は佐藤恵 [2009] で詳述したため、本稿では割愛する。
- (9) 1966 年に米国公認会計士協会（AICPA）が公表した Opinions of the Accounting Principles Board 7 によれば、FL の会計処理（financing method）は、一般にリース金融会社、銀行、保険会社等の金融業者のリース活動に適しており、他方、OL の会計処理（operating method）は、オフィスビルや自動車リースのように所有権に伴うリスクと便益を保持する貸手企業に適している（AICPA [1966] pars.8-9）と説明されている。
- (10) II 節で整理したように、2000PP と 2013ED では中間的なリースへの認識中止アプローチの適用が提案され、他方、IAS17 と IFRS16 では OL の会計処理が適用される。なお、2010ED が検討した履行義務アプローチも中間的なリースへの適用が考えられた会計処理であるが、紙幅の都合上割愛する。前述のとおり、当該アプローチの適用については、反対意見が多く寄せられた経緯がある（IASB [2016] par. BC10(c)）。
- (11) 資産リスク（残存価値リスク）とは、リース期間終了時の原資産の残存価値に関する不確実

- 性をいい、貸手の主要なリスクである (IASB [2016] par. BC254)。
- (12) 借手側の代替的会計処理の概念的理解に関しては、佐藤恵 [2018] に譲る。
- (13) 貸手がリース期間にわたり資金拘束の見返りを借手に要求する点に着目すると、貸手の会計処理の第一の論点 (表 1) のうち、2000PP と 2013ED の提案モデルが正当化される。
- (14) ただし、OL の会計処理に関しては、原資産を自己所有資産として (区別せずに) 表示すると、リスクの異質性を反映しないという問題は残る。原資産を積極的に運用すれば、不特定多数に貸し出すことでモラルハザードが生じるため、原資産は他の自己所有資産とは異なるリスクを抱えると考えられる。
- (15) シェアリングエコノミーは市場経済と贈与経済の間に位置する概念であり、統一された定義はなく多義的である (Sundararajan [2016] pp.38, 44)。本稿では、個人ではなく企業としての貸手を想定するため、市場経済寄りの定義である Stephany [2015] を引用した。
- (16) シェアリングエコノミーは、業界、サービスおよびビジネスモデルが多様である (Sundararajan [2016] p.44)。しかし、如何なる形態であれ、投資収益率を高めるために、自己所有資産が遊休状態にある期間に当該資産を賃貸に供することが考えられる。
- (17) 借手の使用権モデルの原型を提唱した Myers [1962] でも、貸手側については、所謂従来の Dual Model (rental method と finance method) が示されている (Ch.5)。
- (18) 両審議会が棄却した総資産モデル (whole asset approach) では、借手が残存価値を負債計上する。当該モデルでは、借手は原資産、支払義務および返還義務を当初認識する (IASB [2009] pars. C2-C3)。返還義務は、原資産の残存価値相当額で測定される。
- (19) 借手の年金法償却とは、Topic842 で標準化された OL の会計処理 (単一の費用項目を毎期定額で認識する方法) を指している。詳しくは佐藤恵 [2018] を参照されたい。なお、本稿と佐藤恵 [2018] の数値例は同じであり、本稿の表 3・4 (ともに左下) で示す貸手の認識中止アプローチのフロー計算と、佐藤恵 [2018] の図表 2 から図表 5 で示す借手の年金法のフロー計算を比較すると、「債権 (債務) に係る利息 (資本コスト)」相当額と「残存資産に係る利息 (資本コスト)」相当額の認識パターン的一致が確認できる。

## 参考文献

- American Institute of Certified Public Accountants (AICPA) [1966] *Opinions of the Accounting Principles Board 7, Accounting for Leases in Financial Statements of Lessors*, AICPA (日本公認会計士協会国際委員会訳 [1978] 『AICPA 会計原則審議会意見書』財団法人大蔵財務協会)。
- Bauman, M.P. and R.N. Francis [2011] “Issues in Lessor Accounting: The Forgotten Half of Lease Accounting,” *Accounting Horizons*, Vol.25, No.2, pp.247-266.
- Financial Accounting Standards Board (FASB) [1976] *Statement of Financial Accounting Standard No.13, Accounting for Leases*, FASB (日本公認会計士協会国際委員会訳 [1986] 『米国 FASB 財務会計基準書リース会計・セグメント会計他』同文館)。
- Eckhardt, G. M., M. B. Houston, B. Jiang, C. Lambertson, A. Rindfleisch, and G. Zervas [2019] *Marketing in the Sharing Economy*, *Journal of Marketing*, Vol. 83, No.5, pp.5-27.
- FASB [1984] *Statement of Financial Accounting Concepts No.5, Recognition and Measurement in Financial Statement of Business Enterprises*, FASB (平松一夫, 広瀬義州訳 [2002] 『FASB 財務会計の諸概念 (増補版)』中央経済社)。
- FASB [2016] *Accounting Standards Update No. 2016-02, Leases (Topic 842)*, FASB.
- Gansky, L. [2010] *The Mesh: Why the Future of Business Is Sharing*, Portfolio Penguin (実川元子訳 [2011] 『メッシューすべてのビジネスは〈シェア〉になる』徳間書店)。
- International Accounting Standards Board (IASB) [2003] *International Accounting Standard 17 (revised), Leases*, IASB.
- IASB [2009] *Discussion Paper, Leases: Preliminary Views*, IASB (企業会計基準委員会訳 [2009] 『討議資料 リース：予備的見解』)。
- IASB [2010] *Exposure Draft, Leases*, IASB (企業会計基準委員会訳 [2010] 『公開草案 リース』)。
- IASB [2012a] *Staff Paper 2C, Lessee accounting approaches*, IASB (February 2012)。
- IASB [2012b] *Staff Paper 2D, Lessee accounting- Illustrations*, IASB (February 2012)。
- IASB [2013] *Exposure Draft (revised): Leases*, IASB (企業会計基準委員会訳 [2013] 『公開草案 リース』)。
- IASB [2014] *Staff Paper 3A, Lessor Accounting Model*, IASB (January 2014)。
- IASB [2016] *International Financial Reporting Standard 16, Leases*, IASB (IFRS 財団編 [2016] 『IFRS 基準 2016 年版』)。

- 加藤久明 [2011] 「レッサー（貸手）の会計処理と実務上の論点（特集 リース会計基準改定に向けた論点）」『企業会計』第 63 巻第 4 号，48-52 頁
- 企業会計基準委員会（ASBJ）リース会計専門委員会 [2019] 審議事項(5)-5 「第 87 回リース会計専門委員会で聞かれた意見」企業会計基準委員会，2019 年 6 月 27 日。
- リース事業協会 [2018] 「わが国リース会計基準の検討に対する見解」リース事業協会，2018 年 7 月 18 日。
- Myers, J.H. [1962] Accounting Research Study No.4, *Reporting of Leases in Financial Statements*, AICPA (松尾憲橘・古藤三郎訳 [1973] 『アメリカ公認会計士協会 リース会計』同文館).
- Nailor, H. and A. Lennard [2000] G4+1 Position Paper, *Leases: Implementation of a New Approach*, FASB.
- 佐藤信彦 [2014] 「リース取引における貸手の会計処理」『財務会計研究』第 8 号，65-91 頁。
- 佐藤恵 [2009] 「リース取引における残余価値の機能—残余価値の資本コストが損益計算に与える影響」『横浜国際社会科学研究所』第 13 巻第 4・5 号合併号。
- 佐藤恵 [2018] 「リース会計における年金法償却の適用可能性」『会計プロGRESS』第 19 号，80-95 頁。
- Stephany, A. [2015], *The Business of Sharing: Making It in the New Sharing Economy*, Palgrave Macmillan.
- Sundararajan, A. [2016] *The Sharing Economy: The End of Employment and the Rise of Crowd-Based Capitalism*, MIT Press (門脇弘典訳 [2016] 『シェアリングエコノミー』日経 BP 社).
- 山崎尚 [2014] 「リースの貸手に対する使用権モデル適用に関する検討」『商学研究科紀要』第 78 号，149-164 頁。

(付記) 査読して下さった先生方から大変有益なコメントを賜りました。心より感謝申し上げます。なお、本稿は JSPS 科学研究費（19K01992）の助成を受けたものです。